

# 危機管理マニュアル



佐世保市立早岐小学校

(2022 改訂版)

## 目 次

I	本マニュアルの目的及び法的根拠	P. 1
II	本校における危機管理の基本方針	P. 1
III	対象とする危機	P. 1
IV	平常時の危機管理体制	P. 2
V	ハザードマップ及び避難場所の指定状況	P. 2
VI	対応に当たっての基本的な考え方	P. 3
VII	危機への対応	P. 4
VIII	事前の危機管理（未然防止等）	
1	施設・設備の整備等	P. 4
2	児童の行動管理等	P. 4
3	発生源などへの対応	P. 5
4	計画的な安全教育による安全能力の育成	P. 5
5	組織の整備・機能化等	P. 5
6	校外学習時等の安全確保	P. 5
7	登下校時の安全確保の方法	P. 6
8	避難訓練の実施について	P. 6
(1)	訓練計画の策定	P. 6
(2)	【地震（津波）及び火災の訓練】	P. 6
(3)	【その他の訓練】	P. 6
(4)	学校での基本的な避難の仕方	P. 7
(5)	【避難経路図】	P. 8
(6)	連絡・通報原稿例	P. 10
9	集団下校について	P. 12
10	保護者への緊急連絡・通信手段	P. 13
11	食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	P. 13
12	インターネット上の犯罪被害防止対策	P. 14
13	熱中症の予防措置	P. 15
IX	危機発生時の危機管理	
1	指揮命令系統	P. 16
2	警戒本部	P. 16
3	事故・災害対策本部	P. 16
4	緊急時持ち出し品の内容, 保管場所	P. 17
5	事故・災害別の対応について	P. 18
◆	近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	P. 18
◆	学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	P. 19
◆	交通事故発生時の対応フロー	P. 20
◆	突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）	P. 21
◆	地震発生直後の対応フロー（授業中）	P. 22
◆	火災発生時の対応フロー（授業中）	P. 23
◆	感染症等発生時の対応フロー	P. 24
X	事後の危機管理	P. 25

## I 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

## II 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 佐世保市教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

## III 対象とする危機

本校で想定される危機事象

	危機事象	想定される事態
災害安全	地震災害	建物の損壊・倒壊による児童のケガ
	津波・豪雨・洪水等による浸水被害	早岐川の氾濫
	土砂災害	本校舎裏の崖の土砂崩れによる建物被害
	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	積雪	積雪による交通遮断、停電など
	火災	校内施設からの出火
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休み時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・遊具からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入
交通安全	自動車事故	通学路上・郊外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻疹、新たな感染症など
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子上物質（PM2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害、テロなど

#### IV 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するために、危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、保健主事、生活指導主任は、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や生活指導主任は、職員会議、校内研修などの様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取り上げ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

校長	・校内完全に関わる活動の総括
教頭	・校内危機管理体制の整備・見直し ・危機管理マニュアルの整備・見直し ・学校消防計画の整備・見直し ・家庭への緊急連絡体制の整備・見直し ・関係機関、地域等との連携
教務主任	・緊急持ち出し品、重要書類等の管理
生活指導主任	・危機種別の訓練の実施 ・校内外安全の安全教育の実施 ・防災計画、避難経路の整備・見直し ・緊急集団下校計画の整備・見直し
研究主任	・危機対応に関する各種研修の計画
保健主事	・学校安全計画の整備・見直し
安全点検担当	・安全点検実施計画の整備・見直し
養護教諭	・食物アレルギー関係全般
事務職員	・消火器等の定期点検 ・各種施設点検への対応 ・備蓄品、備品の内容、保管場所等の管理

#### V ハザードマップ及び避難場所の指定状況

1 佐世保市土砂災害ハザードマップによると、本校裏手の崖は土砂災害特別警戒区域（赤線箇所）に、本校舎と南校舎・運動場の一部は土砂災害警戒区域（黄線箇所）に指定されている。

2 佐世保市地域防災計画（令和4年3月修正）による避難場所の指定状況は以下のとおり。

施設名	施設区分	災害種別		
		洪水	土砂	津波
早岐小学校	運動場	×	△	○
	校舎	×	×	○
	体育館	×	○	○
早岐中学校	運動場	○	△	○
	校舎	○	△	○
	体育館	○	△	○
早岐地区 コミュニティセンター	施設 体育室	×	○	×



※佐世保市ハザードマップ（早岐地区）より

※早岐小は浸水想定区域に入るため洪水の避難所にはならない。

## VI 対応に当たっての基本的な考え方

- 1 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織的対応を行う。
- 2 校長が不在の場合は、教頭が状況を把握し、教頭の判断・指示の下に動くこととする。なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。  
また、校長・教頭が不在の場合は、主幹教諭・教務主任の順で代理する。
- 3 報道機関等への対応は教頭（校長）とする。
- 4 緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、児童だけとなる状況は発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
- 5 事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部又は事故・災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 (校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生活安全担当・緊急時参集職員 <sup>※時間外のみ</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合</li> <li>* 津波注意報が発表された場合</li> <li>* 校内に不審者が侵入した場合</li> <li>* Jアラートの発令</li> </ul>
事故・災害対策本部 (全教職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 震度 6 強以上の地震が発生</li> <li>* 津波警報、大津波警報が発表された場合</li> <li>* 校舎で、火災が発生し、大きな被害が出た場合</li> <li>* 学区内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合</li> <li>* 学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合</li> <li>* 校区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合</li> <li>* 不審者が学校に侵入し、児童や教職員が死傷した場合</li> <li>* 児童が通学路で危害を加えられた場合</li> </ul>

- 6 事故・災害対策本部を発動する事件・事故等が発生した場合は、PTA会長（本部）と密接な連携を図った対応を行う。
- 7 佐世保市教育委員会と密接に連絡を取り、教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。
- 8 緊急事態が発生し、児童が大きな被害にあった場合は、緊急対応が一段落した段階で、校長・担任等は、速やかに被害児童を見舞い、誠意をもって対応する。
- 9 非常参集基準  
夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

## 非常参集基準

### ● 地震

参集体制	参集基準 佐世保市の震 度	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長・教頭	主幹教諭 ・教務主任	その他教職員
第1次参集	4 被害なし	待機※1)	待機※1)	待機※1)	待機※1)
第2次参集	4 被害あり	参集	待機※1)	待機※1)	待機※1)
第3次参集	5強又は5弱	参集	参集	参集	待機※1)
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集	参集

### ● 風水害

参集体制	参集基準 佐世保市の 警戒レベル	教職員の対応			
		緊急時 参集職員	校長・教頭	主幹教諭 ・教務主任	その他教職員
第1次参集	レベル3相当 大雨警報, 洪水警報 早岐川氾濫警戒情報	待機※1)	待機※1)	待機※1)	待機※1)
第2次参集	レベル4以上 校区内の地区に 避難情報発令※2)	参集	待機※1)	待機※1)	待機※1)

### ● その他の事故・災害等

状況に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

※1) 「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと（必要に応じて応援を要請する場合があるため）。

※2) 避難情報とは、〇〇市の発令する「高齢者等避難」、「避難指示」のこと。

## Ⅶ 危機への対応

危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む。

危機管理	対 応 等
事 前	①施設・設備の整備等 ②児童の行動管理等 ③発生源※などへの対応 ④計画的な安全教育 ⑤組織の整備・機能化等 ⑥校外学習時等の安全確保 ⑦登下校時の安全確保
発 生 時	①全体指揮（状況の把握→指示） ②発生源等への対応 ③避難誘導（安全確保） ④負傷者の救護 ⑤渉外等（通報, 救急 隊員等の案内, 記録 等）
事 後	①全体指揮（対応の指示） ②渉外等（報告, 保護者会・記者 発表等の企画・運営） ③教育活動の再開準備 ④再発防止・安全対策の強化 ⑤救護・心のケア

（※発生源とは、事件、事故の主な要因や自然災害等のこと）

## Ⅷ 事前の危機管理（未然防止等）

### 1 施設・設備の整備等

「安全点検実施計画」等を作成する。それに基づき、定期的に現状をチェックし、必要に速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

### 2 児童の行動管理等

- (1) 健康診断, 家庭調査票などにより, 安全確保に関して配慮を要する児童を把握し, 状況に応じた対策を立て, 全教職員が安全対策を共通理解して安全確保に当たる。
- (2) 定期的に, 児童の危険な行為などが見られないかどうかチェックし, 状況に応じて行動規制を行うとともに, 安全指導に生かす。

- (3) 学期ごとに事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

### 3 発生源などへの対応

- (1) 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。
  - ①来校者への声かけ  
本校指定の名札をしていない来校者を見かけた場合は、用件・受付の有無等について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。名札をしている来校者についても積極的に挨拶し、不審な点がないかどうか注意する。
  - ②受付の設置  
校地・校舎内で見学や作業等を行う来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入していただく。
  - ③監視カメラ  
監視カメラの画像は、校長が時々チェックし、不審者の早期発見に努める。
  - ④校内巡視  
定期的に校地・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。
  - ⑤不審者情報配信システムにより、地域の不審者情報を得る。
- (2) 天気予報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。
- (3) 火気の取り扱いには注意し、火気による火災発生を未然に防ぐ。また、児童が火遊びをしないように十分に指導する。

### 4 計画的な安全教育による安全能力の育成

「学校安全全体計画」「学校安全計画」を作成し、それに基づき計画的に教育活動を実施し、児童の安全能力を高める。

### 5 組織の整備・機能化等

- (1) 緊急事態発生時は「事故・災害対策本部」を編成するとともに、シミュレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、これらの訓練の反省を行い、より機能する「事故・災害対策本部」となるようにする。
- (2) 重大な事件・事故の事後対応にも「事故・災害対策本部」が機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。
- (3) 年度初めには、危機管理マニュアルの内容について、全教職員が共通理解する。

### 6 校外学習時等の安全確保

- (1) 事前に下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所に行くための移動中」の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外指導簿などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。
- (2) 宿泊を伴う場合は、児童に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。
- (3) 学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。
- (4) 引率教員は、携帯電話を保持し、情報が共有できるようにする。
- (5) 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当が出来るように救急箱を保持する。
- (6) 引率教員は、定期的に学校に電話またはメールをし、状況を報告する。

## 7 登下校時の安全確保の方法

- (1) 定期的に学校・PTA・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い，必要に応じて通学路の変更や外灯の設置を働きかける。
- (2) PTAや地域のあいさつボランティアや子ども見守り隊との関係を深め，通学時の交通安全指導や安全パトロールが効果的に行われるように支援する。
- (3) 保護者へのメール配信システム（安心安全メール）を活用し，危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。
- (4) 下校時に大雨や不審者情報が入った場合など，児童の下校の安全が心配される場合は，状況に応じた集団下校とし，教職員が引率する。なお，危険が予想される場合には，保護者に迎えを依頼する。

## 8 避難訓練の実施について

### (1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には，地震及び火災の訓練については予告の有無，状況設定等に関して，以下の組み合わせで設定し，その他の訓練として，不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定とする。

特に，津波避難（一次避難～三次避難まで）に関して，全児童・教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練は年1回必ず実施する。その他の条件については，全てのパターンを年度内に実施することは困難であるため，複数年度単位で計画する。

### (2) 【地震（津波）及び火災の訓練】

事故・災害		予告有無		他の条件
地震①（津波危険あり）	×	予告あり	×	避難経路一部使用不可
②（火災あり）		予告なし		管理職不在
火災①（校内より発災）				電話不通・停電あり
②（近隣にて発災）				朝学習／休み時間／放課後

※授業中に実施の場合は，特別教室・体育館・運動場・プールにて授業中のクラス，非常勤講師による授業中のクラスを設定し，訓練を実施する。

### (3) 【その他の訓練】

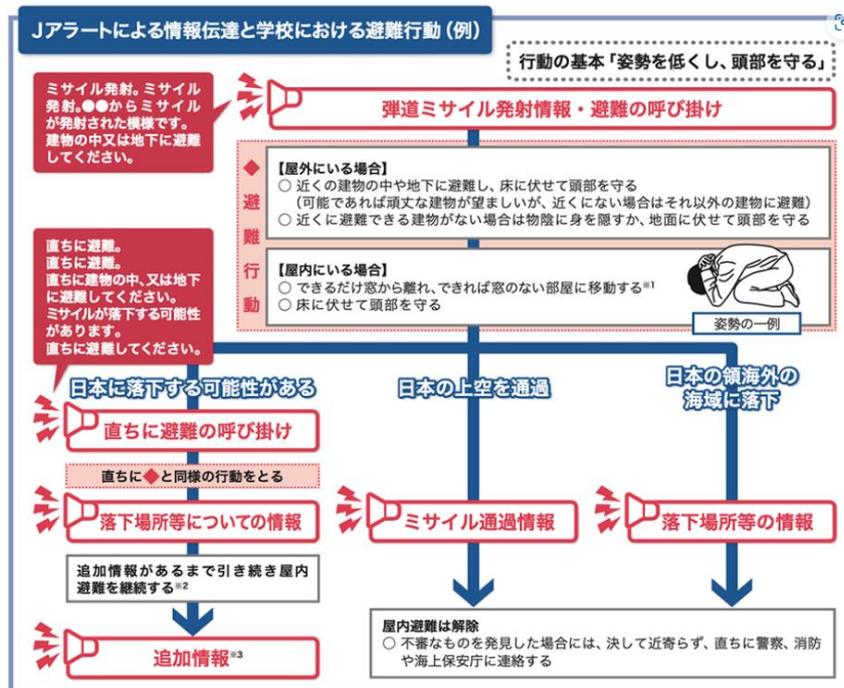
不審者侵入（予告あり・授業中）
弾道ミサイル（予告あり・授業中）
保護者引き渡し

また，4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにて実施することとし，1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い，あらかじめ決められた避難をすることができることを目標として実施する。

3学期になるにつれて，事前予告なしで実施する，授業中ではなく休み時間に実施するなど，より実践的な訓練となるよう計画する

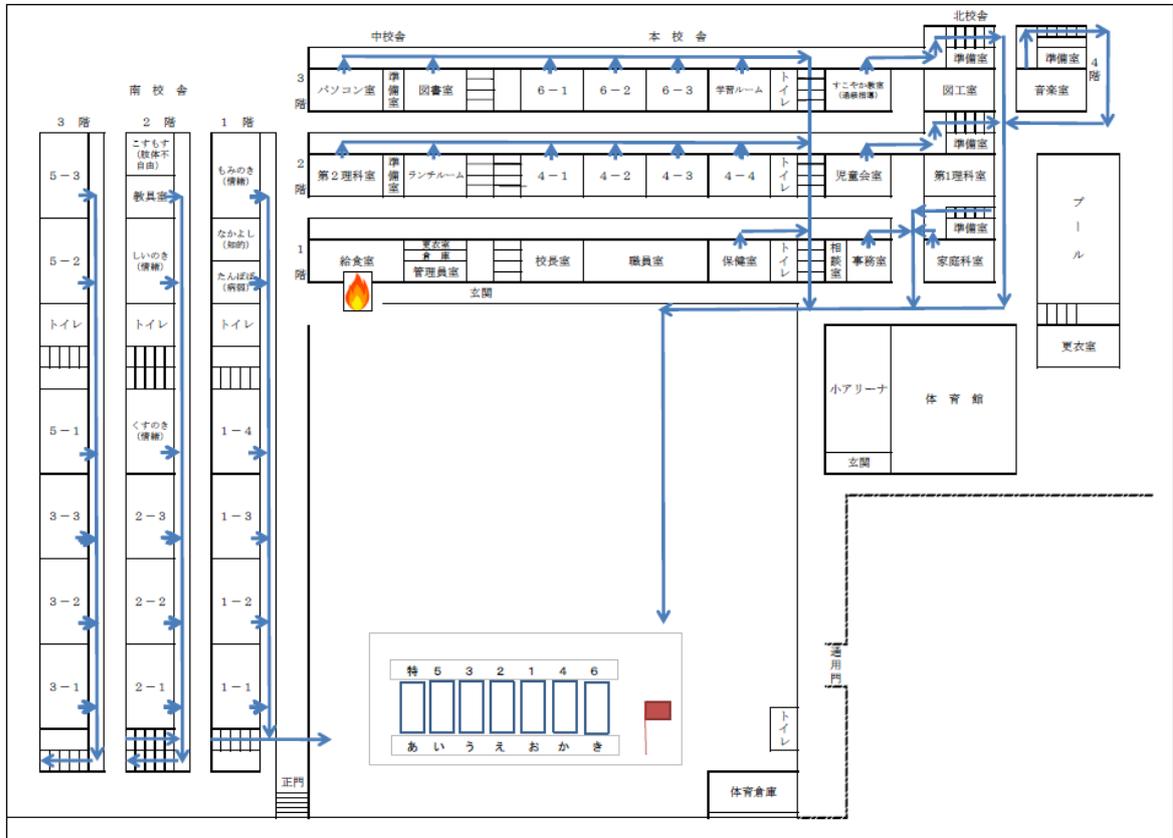
(4) 学校での基本的な避難の仕方

火災	<p>①非常ベルが鳴ったら活動を止め、連絡があるまで、その場で静かに待機する。</p> <p>②「避難開始」という放送等があったら校庭の避難場所に移る。なお、階段の使用は3階の児童は内側を2階の児童は外側を下りる。また、校舎内では歩き、校舎外では走って移動する。</p> <p>③避難場所では、各学級2列に並び、座って待機する。</p>
地震・津波	<p>①ゆれを感じたら第1次避難に入る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近くに机があれば、机の下に入る。（※机の脚を持ち、机を固定する。）</li> <li>○体育館では、中央より、身体をかがめ、頭を守る。</li> <li>○校庭では、建物やサッカーゴールなどから離れ、身体をかがめ、頭を守る。</li> <li>○屋外では、建物から離れ、身体をかがめ、頭を守る。</li> </ul> <p>②ゆれがおさまったら、指示があるまで、座って待機する。</p> <p>③第2次避難準備の連絡があったら、本で頭を保護する。</p> <p>※以下、避難に関しては、火災と同様</p>
災害 原子力	<p>①校内放送により、コンクリート屋内避難の指示を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての戸や窓を閉める。</li> <li>○換気扇や空調設備を閉める。</li> <li>○屋外にいた児童等は、手や顔を洗浄する。</li> </ul>
テロ 不審者	<p>①授業中に、不審者が侵入（または近くでテロが発生）したという連絡があったら、すぐ教室の出入口のカギを閉め、教室後方で2列に並び、いつでも移動できる隊形で待機する。</p> <p>なお、休憩中の場合は、近くの教室に入り、同様の行動をとる。</p> <p>②不審者が教室に侵入した場合は、教室にいる児童は、走って職員室に逃げる。</p> <p>③不審者が逮捕されたという連絡があったら、速やかに体育館に移動する。体育館では、各学級2列に並び、座って待機する。</p>
災害 浸水	<p>①校内放送により、本校舎及び南校舎2階以上への垂直避難指示を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○すべての戸や窓を閉める。</li> </ul>
災害 土砂	<p>①土砂崩れの兆候が見られた場合、校内放送により体育館へ避難指示を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂崩れから一番遠い出入口から運動場を通して速やかに体育館に移動する。体育館では、各学級2列に並び、座って待機する。</li> </ul>
Jアラート	<p>【屋外にいる場合】</p> <p>①近くの校舎に避難し、床に伏せて頭部を守る。</p> <p>②近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。</p> <p>【屋内にいる場合】</p> <p>①できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。</p> <p>②床に伏せて頭部を守る。</p>

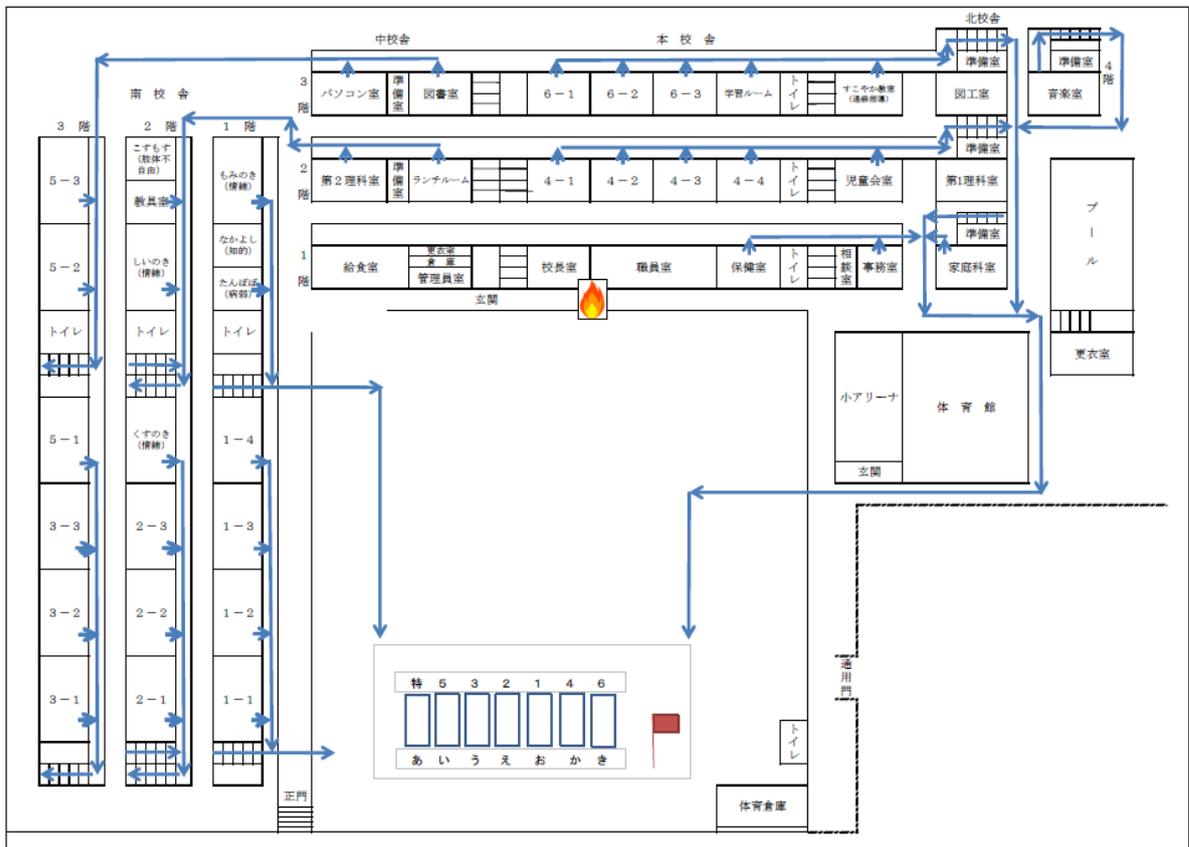


(5) 【避難経路図】

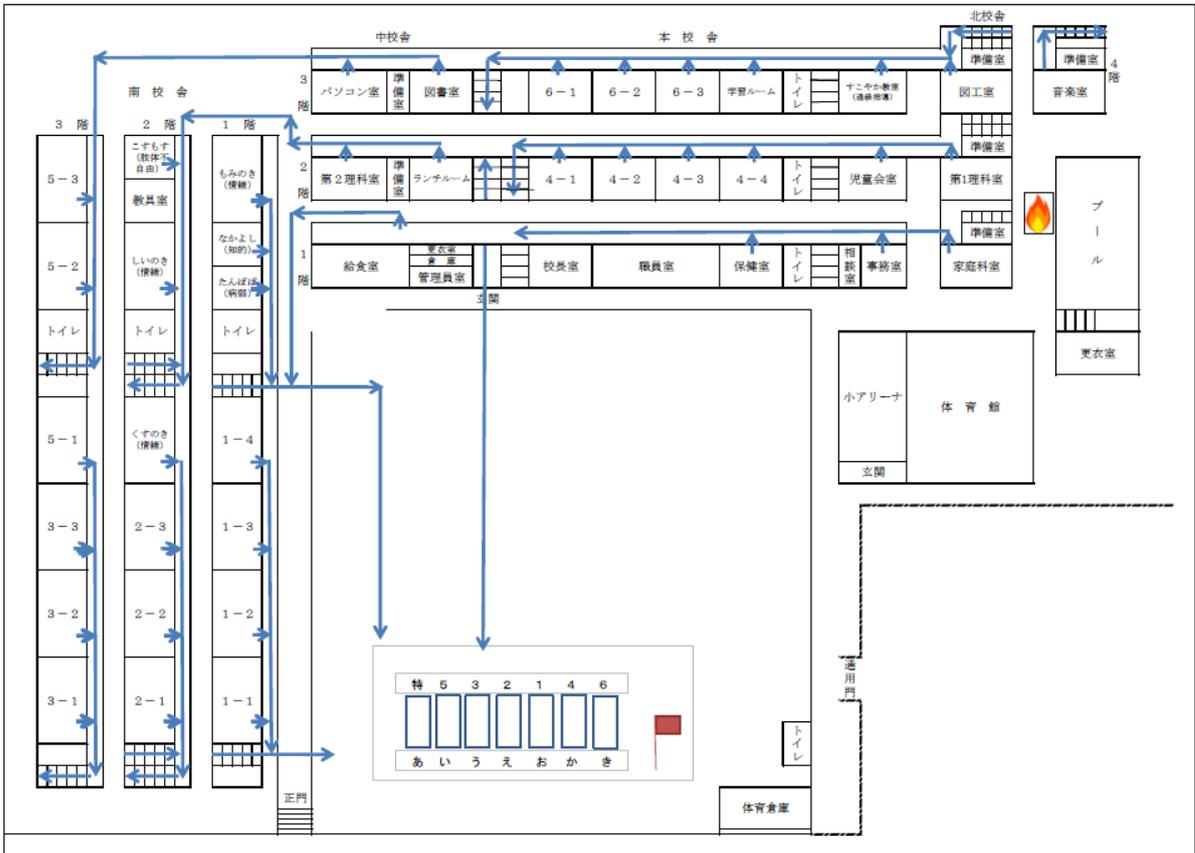
避難経路 No. 1 (火災想定場所：給食室，第2理科室，管理員室)



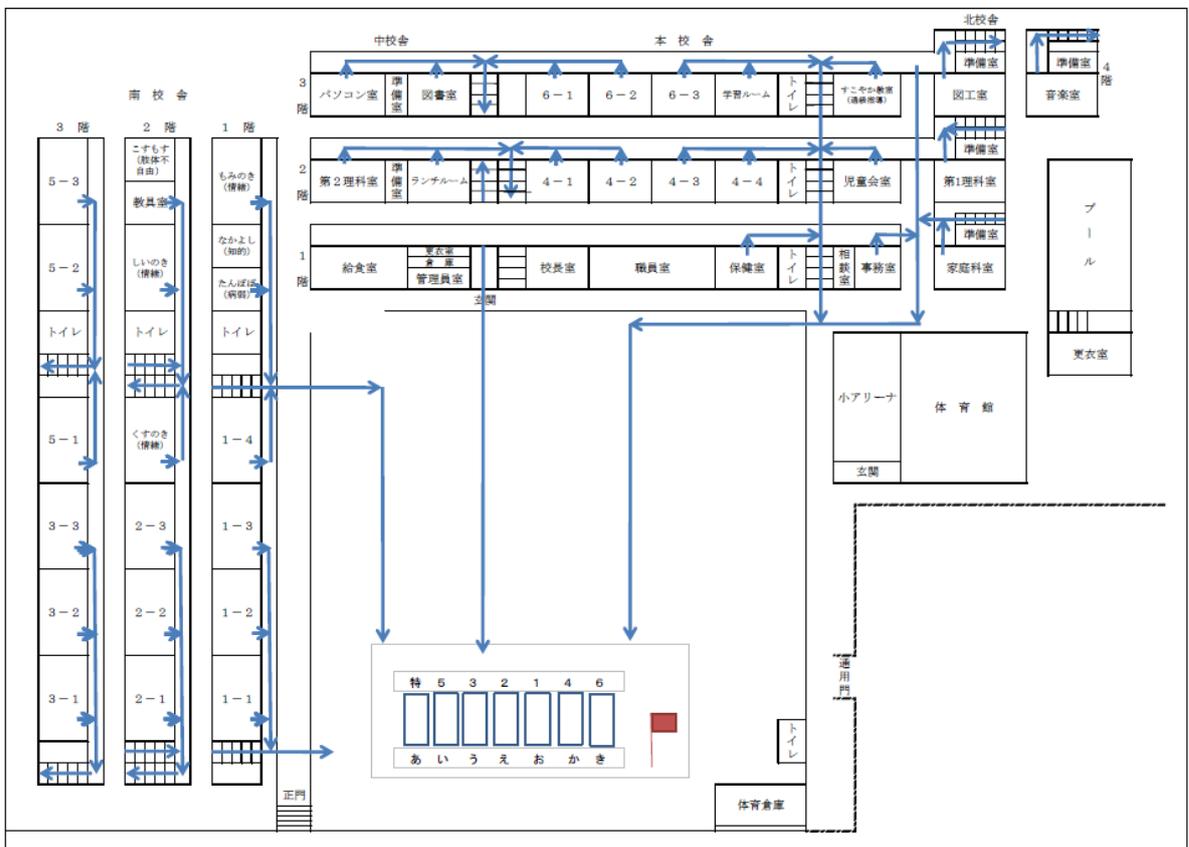
避難経路 No. 2 (火災想定場所：職員室，校長室)



避難経路 No.3 (火災想定場所：第1理科室，家庭科室)



避難経路 No.4 (地震・その他非常時想定)



(6) 連絡・通報原稿例

① 火災発生時

通報・連絡先	原稿例
●児童へ確認連絡	○ただいま非常ベルがなりました。確認しますので、児童のみなさんは、次の放送があるまで、活動を止めて、静かに待っていてください。繰り返します。・・・
●火災発生の連絡	○( )で火災が発生しました。( )で火災が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従って、すぐ避難の準備をしてください。繰り返します。・・・
●消防署 (119番) ※消防車要請通報	①早岐小学校の( )です。火災です。 ②早岐小学校の( )から出火し、現在( )に燃え広がっています。 ③今、避難の準備を始めました。(※けが人は分かりません。) ④早岐小学校の電話番号は、38-3375です。
●教育委員会 (25-9644)	○早岐小学校の( )です。火事です。火事が発生しました。早岐小学校の( )から出火し、現在( )に燃え広がっています。消防署への緊急通報をしました。応援をお願いします。
●警察署 (110番)	○早岐小学校の( )です。火事です。早岐小学校の( )から出火し、現在( )に燃え広がっていますので、お知らせします。なお、消防署には連絡しました。

② 地震・津波発生時

通報・連絡先	原稿例
●避難待機等の連絡	○全職員に連絡します。地震発生時の緊急対応に入ります。繰り返します。地震発生時の緊急対応に入ります。授業している人は、児童に被害が出ていないかどうか確認してください。負傷している児童がいればすぐ連絡してください。次に、児童はいつでも机の下などに避難が出来るようにして待機させてください。なお、同じ階の職員が負傷していないかどうか、お互いに確認してください。被害が出ていれば、すぐ本部に連絡してください。
●避難場所への移動準備開始の連絡	○全職員に連絡します。ゆれがおさまったようなので、校庭に避難します。すぐ廊下に並び、避難できるようにして、待っていてください。なお、児童には、本などで頭を守らせてください。
●避難場所への移動開始の連絡	○全職員に連絡します。( )と( )は、通行できません。繰り返します。( )と( )通行できません。この2カ所を避けて( )を通過して避難してください。なお、ガラス等が散乱している所がありますので、通るときには十分に注意させてください。避難開始。避難開始。

<p>●消防署 (119番) ※救急車要請通報</p>	<p>①早岐小学校の( )です。救急です。          ②早岐小学校で、先ほどの地震で、子どもがケガをしました。          ③ケガ人は、( )人です。          ④ケガの状況は、(〇〇[呼吸の有無]〇〇[意識の有無]など)です。          ⑤ケガをしたのは、(〇〇※学年)(〇〇※名前)(〇※性)です。          ⑥早岐小学校の電話番号は、38-3375です。</p>
<p>●教育委員会 (25-9644)</p>	<p>○早岐小学校の( )です。先ほどの地震による被害の状況を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の負傷者は、・・・</li> <li>・教職員の負傷者は、・・・です。救急車の要請はしました。</li> <li>・施設設備の被害状況は、・・・・・・です。</li> </ul>

### ③ 原子力災害生時

通報・連絡先	原 稿 例
<p>●避難待機等の連絡</p>	<p>○全職員に連絡します。原子力災害発生時の緊急対応に入ります。繰り返します。原子力発生時の緊急対応に入ります。          全員、教室内で入れ、戸や窓を閉めてください。また、屋外にいた児童は、手や顔を洗うようにさせてください。          被害が出ていれば、すぐ本部に連絡してください。</p>

### ④ 不審者侵入

通報・連絡先	原 稿 例
<p>●不審者侵入の連絡</p>	<p>○チャイムを3回ならす。ダンプカーが進入してきました。係の人は、すぐ準備してください。繰り返します。・・・・・・。</p>
<p>●不審者がいる場所の連絡</p>	<p>○連絡します。( )付近は、ダンプカーがいますので、注意してください。繰り返します。・・・・・・。</p>
<p>●警察署 (110番)</p>	<p>①不審者が早岐小学校に侵入し、( )しています。          ②今職員が対応しています。すぐ来てください。          ③早岐小学校の電話番号は、38-3375です。</p>
<p>●教育委員会 (25-9644)</p>	<p>①早岐小学校の( )です。不審者です。不審者が( )に侵入し、( )をしています。          ②警察には通報しました。          ③すぐ応援に来てください。</p>
<p>●消防署 (119番) ※救急車要請通報</p>	<p>①早岐小学校の( )です。救急です。          ②早岐小学校で、外部から侵入した不審者によって、子どもがケガをしました。          ③けが人は、( )人です。          ④ケガの状況は(〇〇[呼吸の有無]〇〇[意識の有無]など)です。          ⑤ケガをしたのは(〇〇※学年)(〇〇※名前)(〇※性)です。          ⑥早岐小学校の電話番号は、38-3375です。</p>
<p>●負傷した児童の保護者</p>	<p>○早岐小学校の( )です。早岐小学校に不審者が侵入し、( )さんがケガをされましたので、救急車で( )病院に連れて行きました。けがの程度は分かりません。すぐ( )病院に行ってください。</p>

## 9 集団下校について

### (1) 集団下校の手順

- ①目的 風水害、火災、地震、その他の時にスムーズに下校できるようにするため。
  - ②事前の準備…集団下校する目的を下記の内容を参考に、児童に指導しておく。
    - ・緊急時下校先確認カード（緑のカード）を事前に配布する。
    - ・当日1、2年生を教室まで迎えに行く高学年の役割を登校班内で確認させておく。
    - ・担任は、児童の下校先を確認しておく。
  - ③当日の動き（各学級では、所定の時刻までに、または速やか下校指導を済ませておく。）
- ◎自教室 → 自宅のある地区の教室へ移動 →（当日下校する場所に再移動）
- ・「緑のカード」は最終集合場所にて回収するので、必ず子どもたちに持たせる。
  - ・学級で、当日「学童」「習い事」「社会体育」へ行く児童と、行き先を確認する。
  - ・地区担当者は、担当教室の前の廊下にくつ置き用の新聞紙を事前に敷いておく。自分の靴を確実に持って外に出るように声掛けをしておく。（靴の取り違い防止）
  - ・児童の動き（自教室から地区担当の教室まで）は、放送で行う。（担当：教務）

### (2) 地区ごと（地区児童会）の集合場所と担当

地区	場所	担当	地区	場所	担当
平松・上原	3の2	長門 佐藤友	上下陣の内 早苗1B	3の1	久富 森本
早苗1A	4の4	青木	西陣の内 城の腰・田子の浦 ・舳付	5の1	喜多岡
早苗2～4 日向	4の2 4の3	荒木 原口	若竹1区	6の2	山口
東下苗手・東・中 ・寿・築町	第2理科室	山川 香月	若竹2区	6の3	河野
西・中島 中央団地	ランチルーム	池田 小峰	若竹3区	学習ルーム	野口
有福・戸迎 ・白毛	2の2 (2の1)	金子 奎尾	若竹県営男子女子	6の1	小山田
パールヒルズ 田ノ浦	図工室	和田 増田	勝海・JR官舎 1～2-D	2の3	志岐 長谷
田ノ浦 ハーモニ ックガーデン	児童会室	杉田	勝海・JR官舎 2-E ～3	くすのき	森永
学童 徒歩	体育館 (第1理科室)	林田	フリー（旭町・ 校区外通学児童）	4の1	田中 佐藤美
学童 バス	体育館 (小アリーナ)	本村			

※特別支援学級担任は、それぞれの学級の気になる児童についていく。

※低学年の担任（下線部）は学級の学童に行く児童を確認後、自分の担当地区に行く。

※非常時・緊急時の集団下校の際、教頭・下釜は職員室、古賀は保健室で対応にあたる。

※学童の児童は体育館に集まるが、非常時は必要に応じて場所を変更する。

## 10 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。また、本校は周辺道路が狭く、駐車場スペースも限られているため、予想される災害状況が悪化する前に、集団下校させることを原則とし、保護者への一斉引き渡しは行わないこととする。万が一、帰宅困難な状況と判断された場合は、状況が落ち着くまで、児童を校内で待機させる。

### 【学校から家庭への緊急連絡】

- **一斉メール配信（安心安全メール）**：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- **本校ウェブサイト**：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

### 【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- **電話・Gメール**：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- **災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）**：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。
- **学びポケット「連絡帳」ツール**：令和5年度より導入の「学びポケット」に含まれる連絡帳ツールを用いて学級担任と家庭との双方向のやり取りが可能となる。

### 【教職員間の緊急連絡・通信手段】

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を活用する。

## 11 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

### (1) 食物アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。個別対応プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐，指示伝達，外部対応
	養護教諭	実態把握，主治医や学校医と連携，保護者との連絡
	栄養教諭	各学級における給食時間の共通指導徹底
	調理士	給食調理・運営の安全管理，事故防止
	各担任	安全な給食運営，保護者連携，事故防止

## (2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の食物アレルギー対応の全ての最高責任者であり、佐世保市教育委員会の方針の種子を理解し、教職員に指導する。</li> <li>・食物アレルギー対応委員会を設置する。</li> <li>・個別面談を実施する。</li> <li>・関係教職員と協議し、対応を決定する。</li> </ul>
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童の実態や個別対応プランを情報共有する。</li> <li>・緊急措置方法等について共通理解を図る。</li> <li>・学級担任が不在の時に代教に入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童の実態や個別対応プラン、緊急措置方法などについて把握する。</li> <li>・個別面談を校長、養護教諭、本校担当栄養教諭とともに実施する。</li> <li>・給食時間は決められた確認作業を確実にやり、誤食を予防する。</li> <li>・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の対応プラン、緊急措置方法など（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。</li> <li>・個別面談を校長、学級担任、本校担当栄養教諭とともに実施する。</li> <li>・食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。</li> <li>・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。</li> </ul>

## 12 インターネット上の犯罪被害防止対策

### (1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」  
[http://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/statistics/](http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/)
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」  
<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1354754.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm)
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」  
[https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt\\_kyousei02-100003330\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf)
- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

(2) 家庭との連携

校長は、毎年6月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

13 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数（WGBT）を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて養護教諭に指示し、暑さ指数（WGBT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数	湿球温度	乾球温度	注意すべき生活活動の目安	熱中症予防運動指数	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	<b>運動は原則禁止</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。	※昼休みの外遊び禁止 ※運動場での体育禁止
28～31℃	24～27℃	31～35℃		<b>厳重警戒（激しい運動は中止）</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	※昼休みの外遊びを短縮（13時30分まで）
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	<b>警戒（積極的に休憩）</b> 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	※放送により給水の呼びかけを行う
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	<b>注意（積極的に水分補給）</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下		<b>ほぼ安全（適宜水分補給）</b> 通常は熱中症の危険は少ないが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

(2) 児童に対する熱中症に関する指導

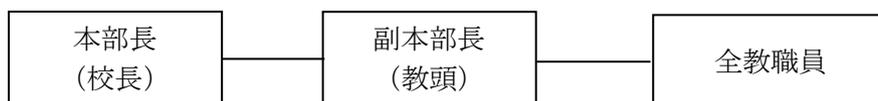
校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に務める。

- 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 暑い日の運動前には、運動前後に自らの体調を確認すること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

## IX 危機発生時の危機管理

### 1 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



### 2 警戒本部

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生活安全担当・緊急時参集職員（勤務時間外のみ）を構成員とし、設置する。なお、勤務時間中に設置する場合は、児童及び教職員の安全確保・避難誘導等を実施した後とする。業務内容は以下のとおりとする。

班	役割	準備物
警戒本部班 【担当】 ○校長 ○教頭 ○主幹教諭 ○教務主任 ○生活安全担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設被害状況、異常等の確認</li> <li>● 災害情報等の収集</li> <li>● 使用する資器材の準備</li> <li>● 佐世保市教育委員会への報告</li> </ul>	危機管理マニュアル 学校敷地図等図面一式 携帯型ラジオ、テレビ 携帯電話・スマートフォン

### 3 事故・災害対策本部

事故・災害対策本部の組織体制及び業務内容は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、本部長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

班	役割	準備物
対策本部班 【担当】 ○校長(本部長) ○教頭(副本部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故・災害の情報収集・取りまとめ</li> <li>● 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示</li> <li>● 各班との連絡調整</li> <li>● 緊急時持ち出し品の搬出・保管</li> <li>● 記録日誌・報告書の作成</li> <li>● ○○市教育委員会との連絡調整</li> <li>● ○○市災害対策本部との連絡調整</li> <li>● 報道機関への対応</li> <li>● 学校再開に向けた対応</li> <li>● [学校事故発生時のみ] 教職員、児童への聴き取り、被害児童の保護者など個別の窓口</li> </ul>	危機管理マニュアル、 学校敷地図等図面一式、 携帯型ラジオ、テレビ、 ハンドマイク、懐中電灯、 拡声器、 ホイッスル、 携帯電話・スマートフォン
安否確認・ 避難誘導班 【担当】 ○主幹教諭 ○教務主任 ○各学年女性職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童及び教職員の安否確認</li> <li>● 安全な避難経路での避難誘導</li> <li>● 負傷者の把握</li> <li>● 下校指導及び学校待機児童の掌握・記録</li> <li>● 行方不明の児童、教職員の把握・報告</li> </ul>	クラスの出席簿 行方不明者記入用紙（児童・教職員）

安全点検・ 消火班 【担当】 ○6・5・3学年男 性職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期消火</li> <li>● 避難，救助活動等の支援</li> <li>● 施設・設備の被害の状況確認</li> <li>● 校内建物の安全点検・管理</li> <li>● 近隣の危険箇所の巡視</li> <li>● 二次被害の防止</li> </ul>	消火器， 携帯型ラジオ， 道具セット， 手袋，被害調査票等
応急復旧班 【担当】 ○4・2・1学年男 性職員 ○学校管理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況の把握</li> <li>● 応急復旧に必要な機材の調達と管理</li> <li>● 危険箇所の処理，立入禁止措置・表示等</li> <li>● 避難場所の安全確認</li> </ul>	ロープ，標識，バリケード 等
救護班 【担当】 ○養護教諭 ○7学年職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童及び教職員の救出・救命</li> <li>● 危険箇所等の確認</li> <li>● 負傷者の搬出</li> <li>● 負傷者の負傷程度の確認・通報</li> </ul>	応急手当の備品， 健康カード，担架，水， 毛布，AED
保護者連絡班 【担当】 ○教頭 ○各担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引渡し場所の指定</li> <li>● 保護者等の身元確認，児童引渡し</li> <li>● P T Aとの連絡調整</li> <li>● 保護者会の開催</li> </ul>	児童調査票 出席簿

#### 4 緊急時持ち出し品の内容，保管場所

##### (1) 緊急時持ち出し品（職員室）

避難する際の緊急持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう，教頭席近くにまとめておく。個人情報を含むため，管理を厳重にする。なお，キャビネット横には「本部」がわかるように旗を備え，避難の際には緊急持ち出し品とともに教頭（教務主任または校長）が持ち出す。

避難に用いる物品	<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">・危機管理マニュアル</li> <li style="margin-right: 10px;">・懐中電灯</li> <li style="margin-right: 10px;">・携帯ラジオ</li> <li style="margin-right: 10px;">・ハンドマイク</li> <li style="margin-right: 10px;">・ホイッスル</li> </ul>
名簿・各種連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">・児童名簿</li> <li>・児童出席簿</li> </ul>

##### (2) 緊急時持ち出し品（保健室） 持ち出しは養護教諭

<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">・応急手当セット</li> <li>・健康観察簿</li> </ul>
--

## 5 事故・災害別の対応について

### ◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

#### (1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者やテロの発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

- ※緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合
- \* 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
  - \* 登下校中の児童が不審者に襲われケガをした。
  - \* 不審者が登下校中の児童に声を掛け連れ去ろうとした。
  - \* 登下校中の児童が金品を奪われた。
  - \* 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
  - \* その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある。

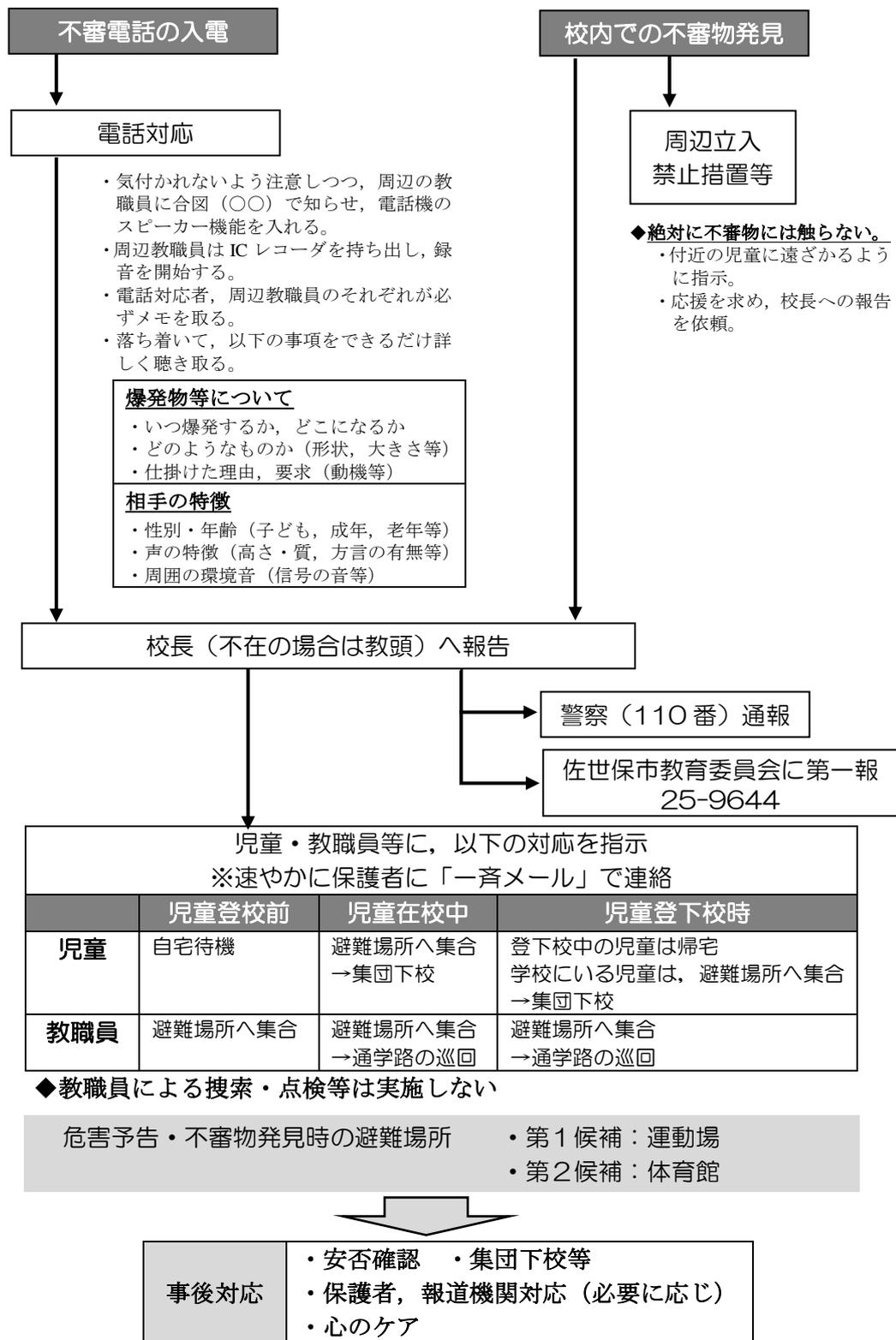
#### (2) ケース別の児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

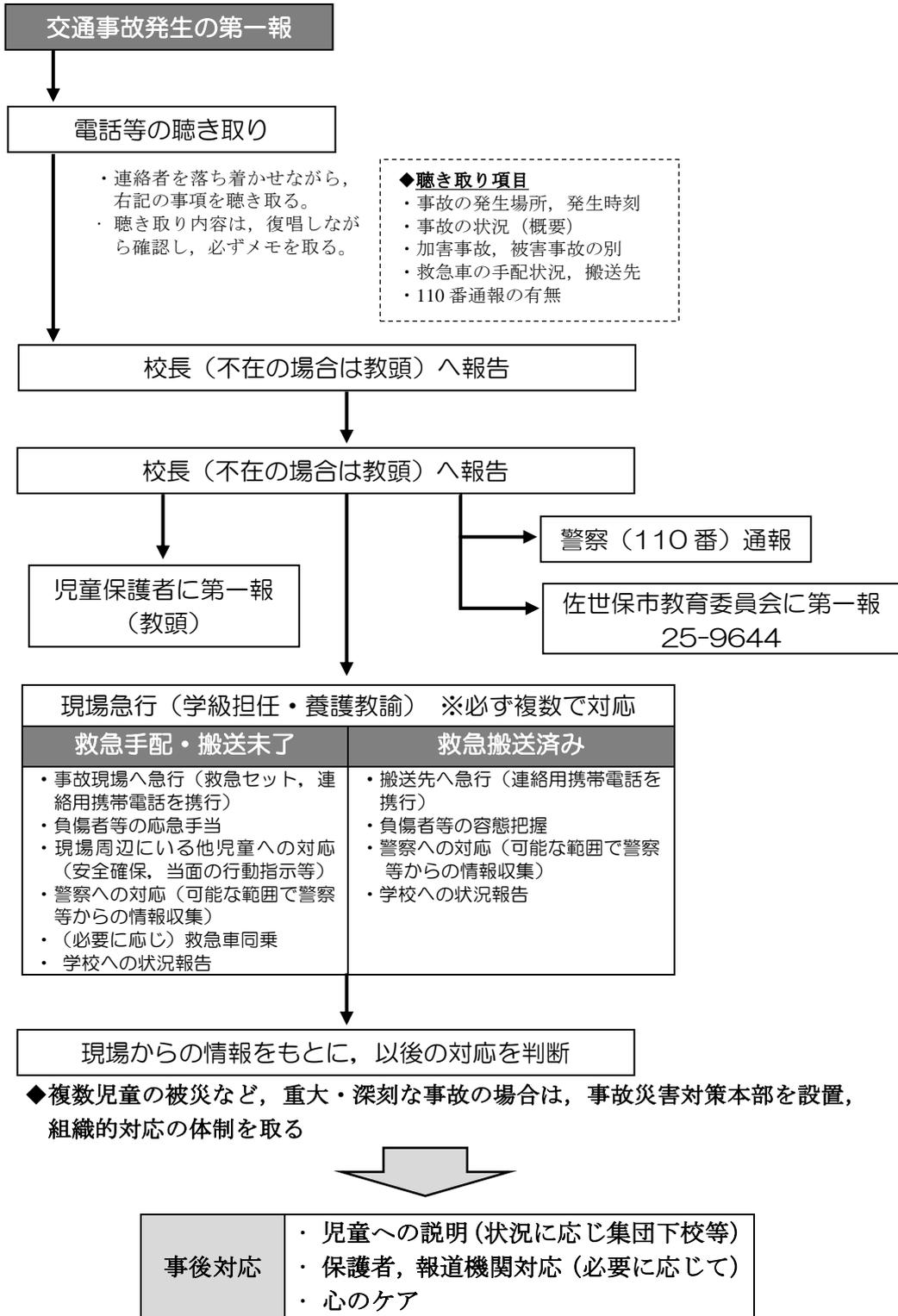
なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅、学校、付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難</li> <li>● 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災児童の居場所へ急行（学級担任）</li> <li>● （未通報の場合）110番通報等</li> <li>● 通学路の巡回</li> </ul>
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	● 自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校にて待機・対応</li> <li>● 必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>
	在校中	● 学校待機→保護者引き渡し	
	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。</li> <li>● 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引渡し</li> </ul>	● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	● 集団登校（又は保護者による送り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校にて待機・対応</li> <li>● 必要に応じて通学路の巡回</li> </ul>
	在校中	● 集団下校	
	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅・学校のうち近い方へ避難</li> <li>● 学校に残る児童は集団下校</li> </ul>	● 必要に応じて通学路の巡回

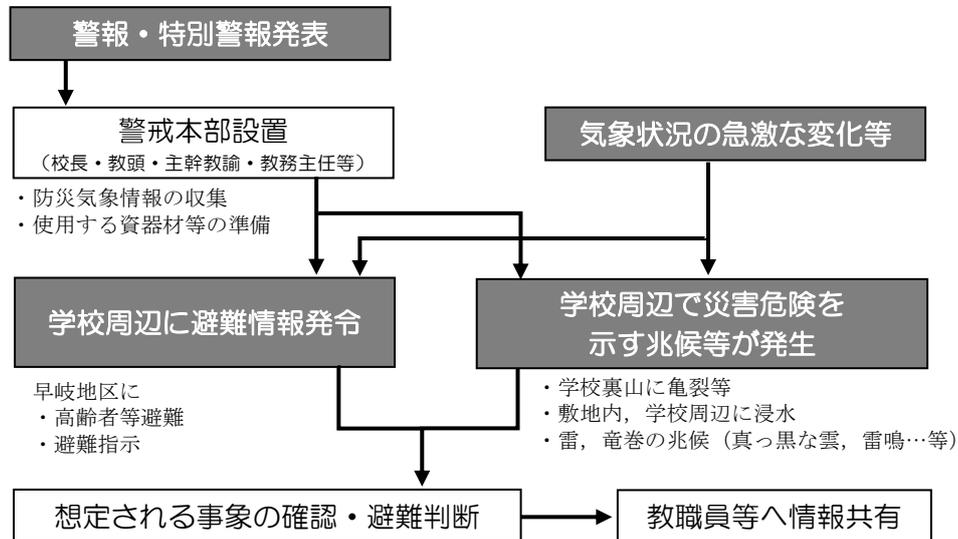
◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



◆ 交通事故発生時の対応フロー

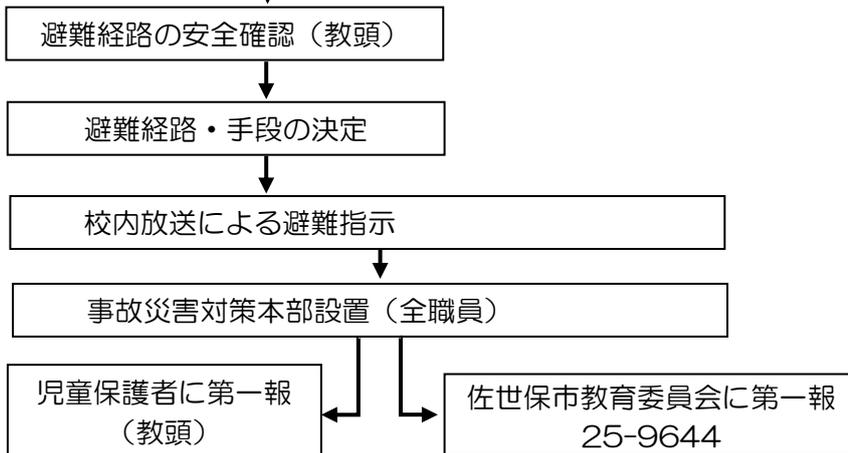


◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）



避難先の決定	
想定事象	避難計画で定める避難場所
浸水	・校舎2階以上
土砂災害	・第1候補 体育館 ・第2候補 本校舎・南校舎2階（上記への避難が困難な場合）
雷・突風・竜巻	・校舎の窓から離れた場所

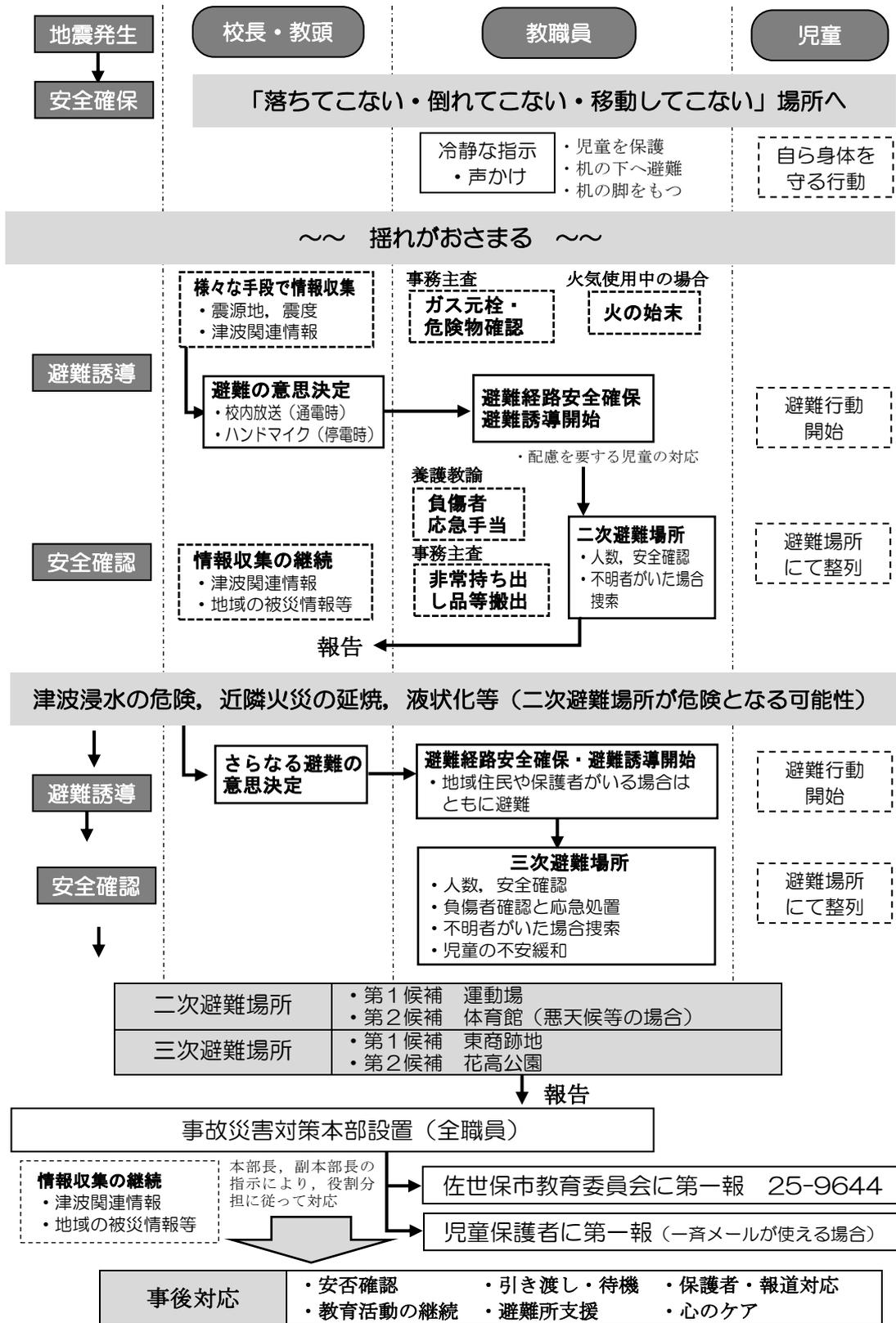
校外避難の場合



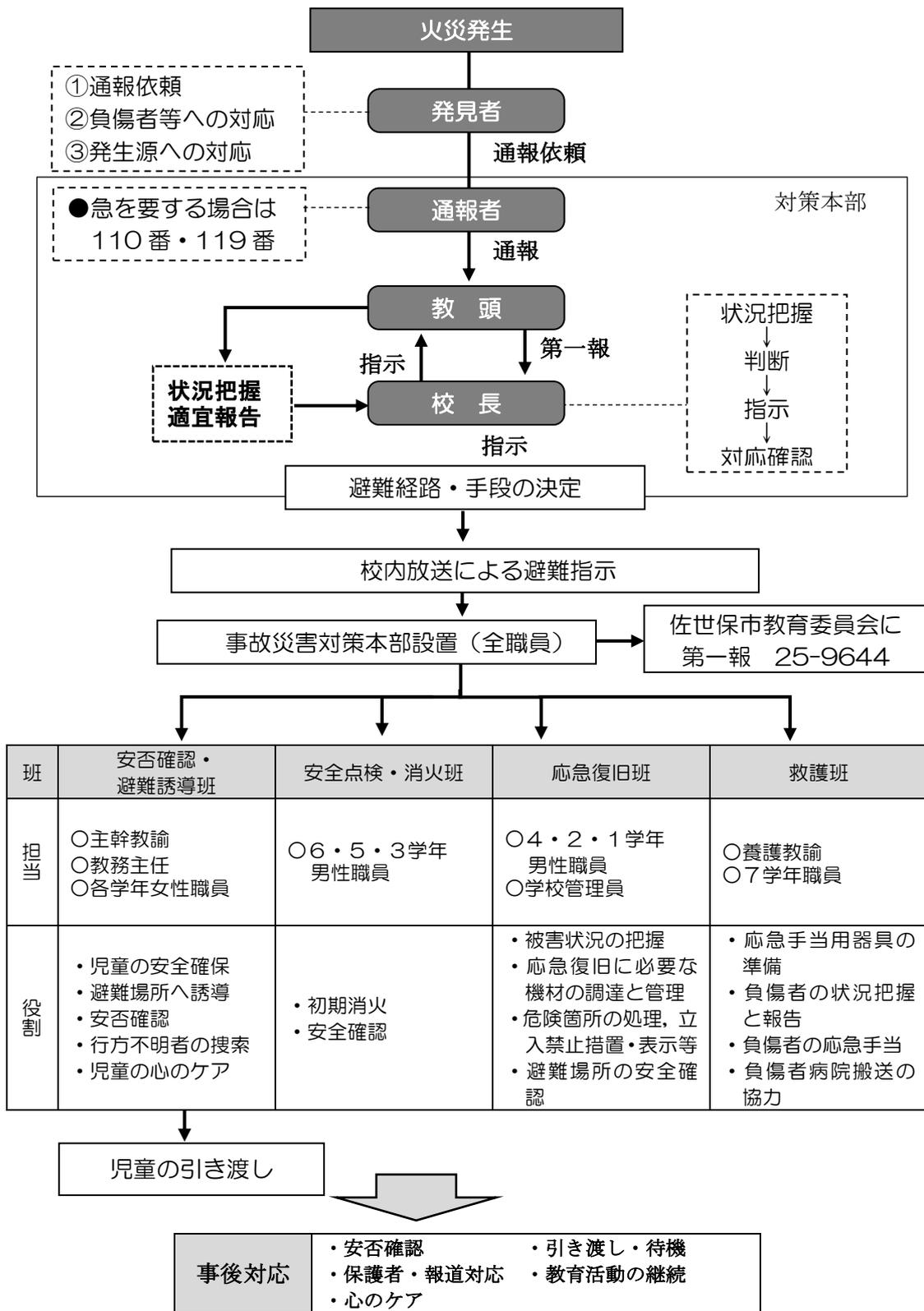
情報収集の継続  
・気象情報  
・地域の被災情報等

事後対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認</li> <li>・保護者・報道対応</li> <li>・避難所支援</li> <li>・引き渡し・待機</li> <li>・教育活動の継続</li> <li>・心のケア</li> </ul>

◆ 地震発生直後の対応フロー（授業中）



◆ 火災発生時の対応フロー（授業中）

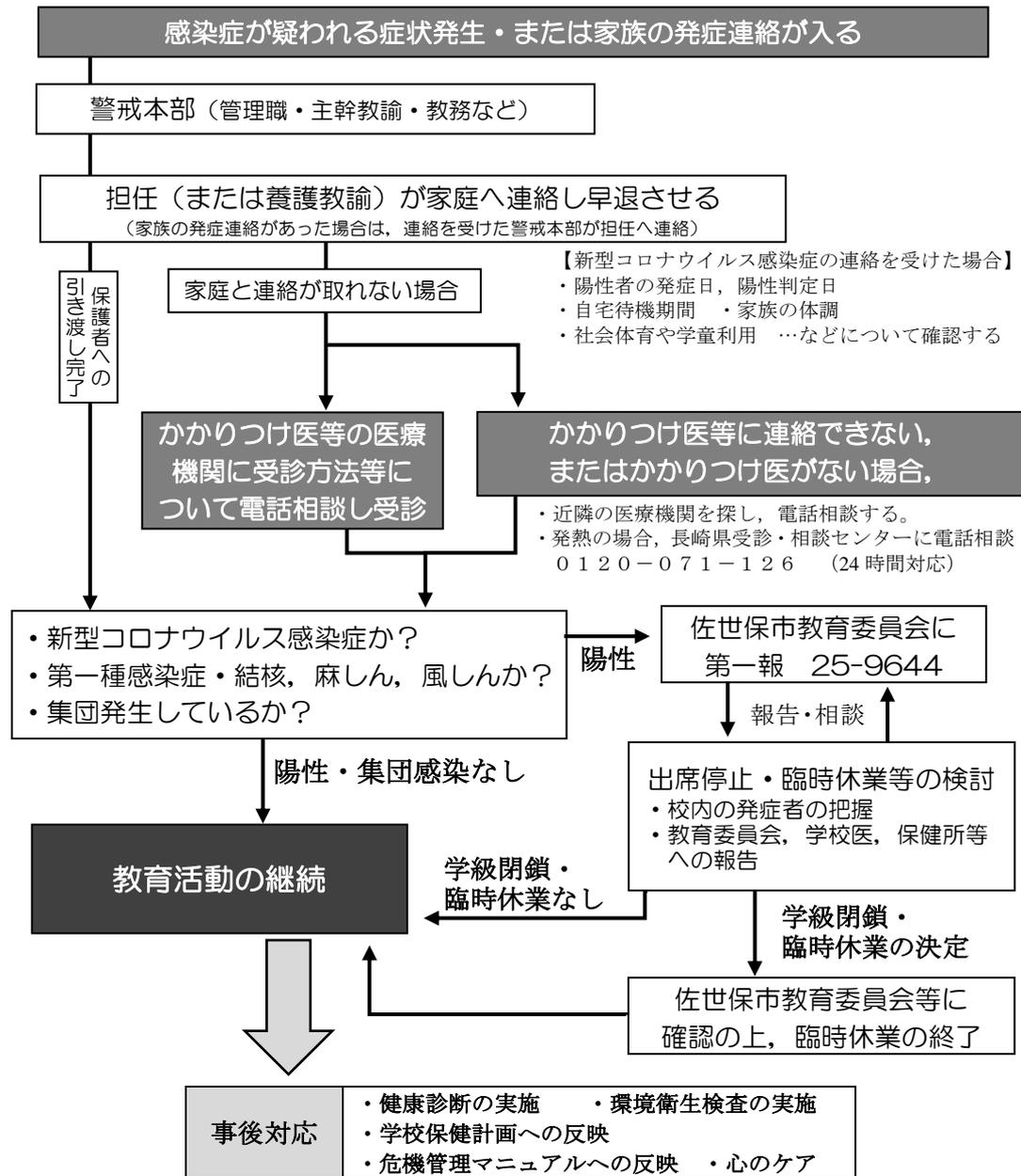


## ◆ 感染症等発生時の対応フロー

### 【事前の危機管理】

- 児童生徒に対する保健指導  
(手洗いの徹底, 適切なマスクの着用, 衣服の清潔, 学校内の消毒, 3密の回避, 適度な距離の保持 等)
- 家庭での検温    □ 教職員による健康観察    □ 校内の消毒等に使用する衛生資材の準備
- 地域における新型コロナウイルス感染症等の発生及び流行状況の把握
- 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施 (飲料水, 教室等の空気環境等の日常点検・定期検査の実施)

### 【発生時の危機管理】



## X 事後の危機管理

### ★ 事後対応の流れ

